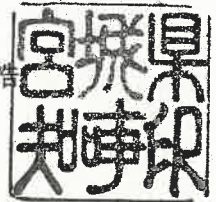


環 対 第 5 4 号
平成 2 9 年 5 月 1 日

国土交通省 東北地方整備局長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



鳴瀬川水系鳴瀬川総合開発事業環境影響評価方法書に対する意見について（通知）

平成 2 8 年 1 2 月 1 日付けで送付のありましたこのことについて、環境影響評価法（平成 9 年法律第 8 1 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり意見を述べます。

担当 : 環境生活部 環境対策課
環境影響評価班 藤村
電話 : 022-211-2667
FAX : 022-211-2696

鳴瀬川水系鳴瀬川総合開発事業 環境影響評価方法書に対する意見

1 全般的事項

- (1) 当事業は鳴瀬川支川筒砂子川に筒砂子ダムを建設し、併せて既設の漆沢ダムの容量再編により、洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水の補給等を目的とした事業である。
一方、ダム建設事業は工事期間が長く、また地形改変に伴う影響が広範囲に及ぶことから、環境負荷の低減に配慮した事業計画となるよう努めること。
- (2) 環境影響評価の予測については、可能な限り定量的な手法を用いるとともに、環境影響評価の調査を行うに当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すなど、適切に対応すること。
- (3) 環境アセスメントの主旨を踏まえ、実行可能な範囲で環境負荷を低減できるよう、環境影響評価項目以外の温室効果ガス及び重金属等についても対応すること。
- (4) 事業計画において、配慮書相当書類から現在の計画に至るまでに変更となった環境保全上の配慮等の検討経緯及び内容について、準備書段階等で記載するなど、可能な限り対応すること。
- (5) 事業を進めるに当たっては、周辺環境の保全並びに人的影響に最大限配慮するとともに、地域住民の理解を得ること。

2 個別的事項

(1) 地形及び地質

対象事業実施区域内の地すべり地形について、既存文献及び現地調査等により把握を行い、事業の実施に当たっては、地すべり地形への影響を検討すること。

(2) 動植物、生態系

ダムが供用されることにより、流量、水質及び水温等に変化が生じ、下流域の植物の生育環境や生態系に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じて調査範囲を追加するなど、適切に設定したうえで、予測及び評価すること。

(3) 景観

主要な眺望景観について、ダムの堤体、原石山及び付替道路等の付帯施設が周辺の集落から見える可能性があることから、近場においても調査地点を適切に選定した上で、予測及び評価すること。

(4) 放射性物質

筒砂子ダムの供用により、環境への影響の可能性があるので、湛水される区域の土壌について、現況調査の実施を検討すること。